

10. 平成 21 年版 救急・救助の現況のポイント

1 救急出場件数、搬送人員ともに減少

平成 20 年中の救急自動車による救急出場件数は、前年に比べて 19 万 3,142 件減少し、509 万 7,094 件でした。

搬送人員についても、前年に比べて 22 万 4,117 人減少の 467 万 8,636 人となりました。

搬送人員の主な増減を事故種別ごとにみると、交通事故による搬送人員は 5 万 7,367 人減少し、急病による搬送人員も 13 万 2,886 人減少しています。

- ・ 救急自動車による救急出場件数及び救急搬送人員はそれぞれ 509 万 7,094 件（対前年比 19 万 3,142 件、3.7%減）、467 万 8,636 人（同 22 万 4,117 人、4.6%減）でした。（図 1 参照）
- ・ 救急自動車は約 6.2 秒（前年 6.0 秒）に 1 回の割合で出場しており、国民の約 27 人（前年 26 人）に 1 人が搬送されたこととなります。
- ・ 現場到着までの所要時間は、全国平均で 7.7 分*（前年 7.0 分）となっています。また、医療機関収容までの所要時間は、全国平均で 35.0 分**（前年 33.4 分）となっています。（図 2 参照）
- ・ 搬送人員の傷病程度については、軽症が最も多く、237 万 8,495 人（50.8%）となっています。
- ・ 搬送人員の年齢区分については、高齢者が最も多く、225 万 7,616 人（48.3%）となっています。

※、**

平成 20 年においては、時間計測の始点を 119 番入電時刻に統一したため、見かけ上の時間が延びており、この影響を除くと現場到着時間は 7.1 分、病院収容時間は 34.4 分となります。

図1 救急出場件数及び搬送人員の推移

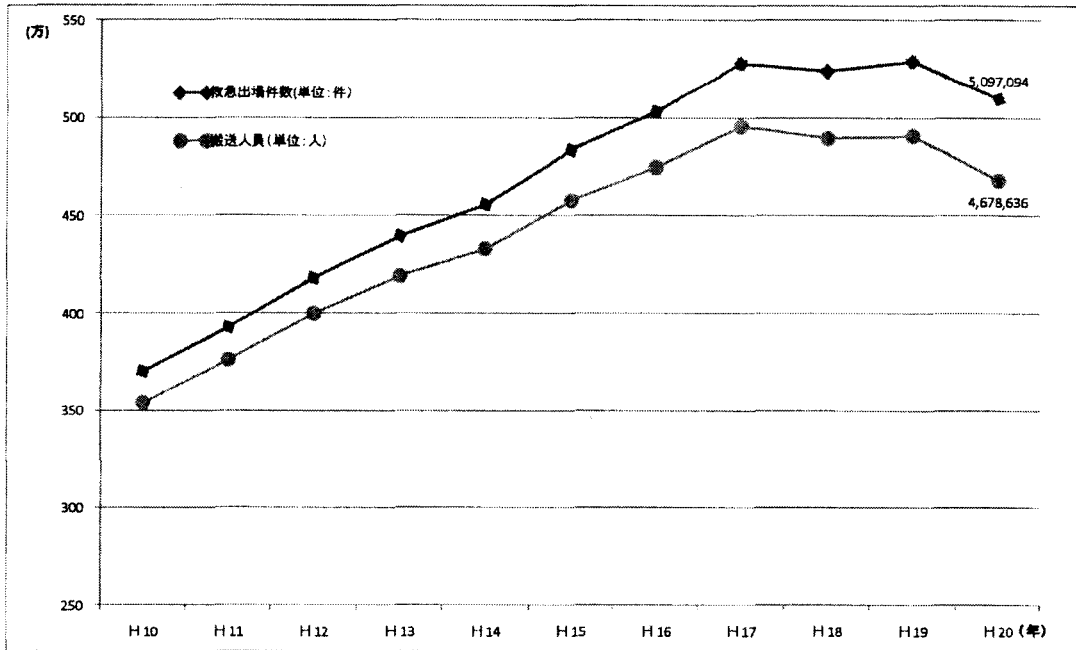
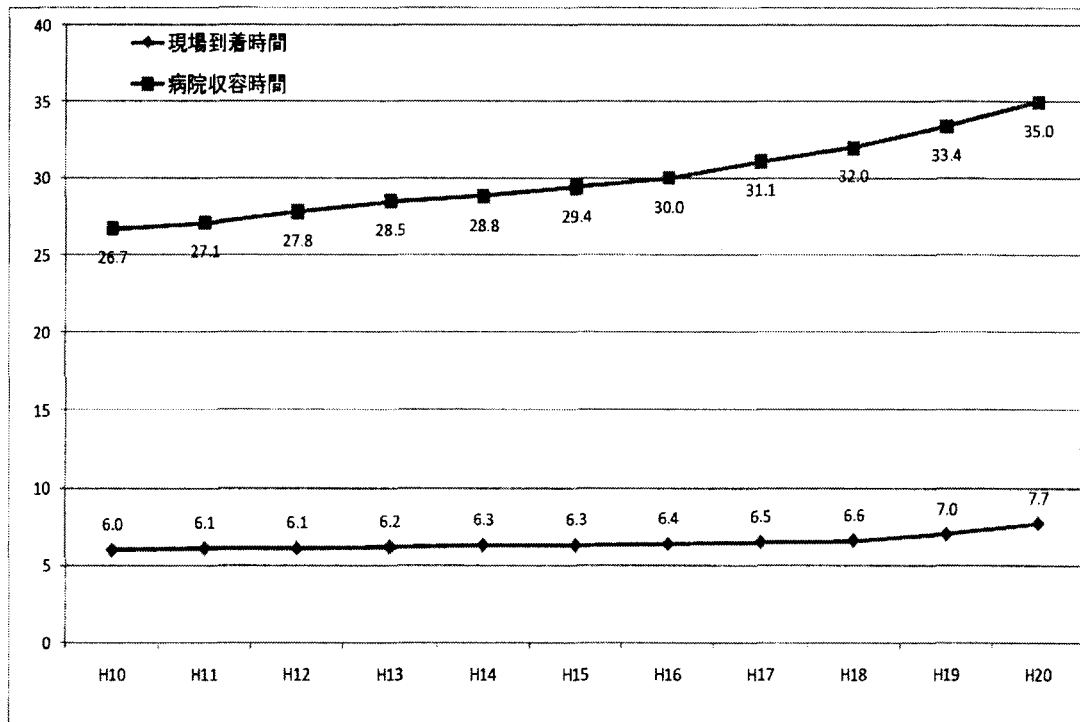


図2 現場到着時間及び病院収容時間の推移



2 救急体制の充実と救急業務の高度化は着実に進展

平成 21 年 4 月現在、救急隊数は 4,892 隊と 5,000 隊に迫り、救急救命士として運用されている救急隊員は 1 万 9,368 人となっています。

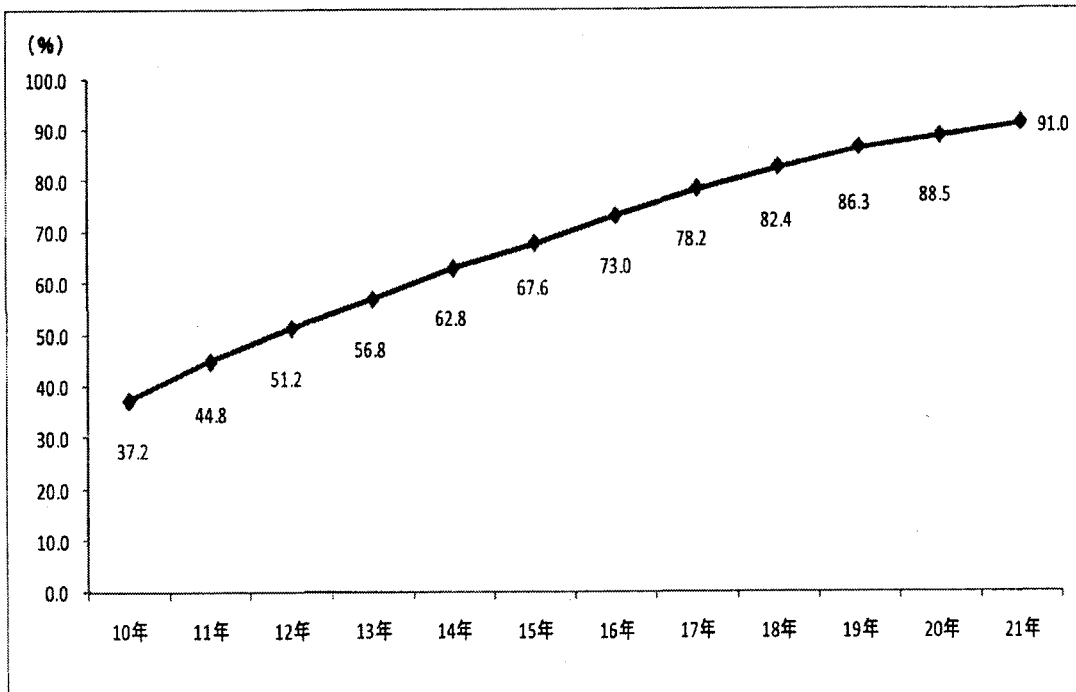
また、救急救命士運用隊は全救急隊の 91.0%にあたり、目標である「全ての救急隊に救急救命士が 1 人以上配置される体制」に着実に近づくとともに、救急救命士による応急処置件数も増加してきています。

- ・ 救急隊数は 4,892 隊（対前年比 21 隊、0.4%増）、救急隊員数は 59,010 人（同 212 人、0.4%減）、うち、専任隊員 19,665 人（同 171 人、0.8%減）、兼任隊員 39,345（同 41 人、0.1%減）人となっています。

また、救急救命士として運用されている救急隊員数は 19,368 人（同 1,032 人、5.6%増）となりました。

- ・ 救急隊員（3 人以上）のうち少なくとも 1 人が救急救命士である隊は、全国 4,892 隊のうち 4,453 隊（91.0%）となり、その割合は年々高まっています。（図 3 参照）
- ・ 救急救命士が実施する特定行為処置件数は、92,777 件（対前年比 8,461 件、10.0%増）となっています。

図 3 全救急隊のうち、救急救命士運用救急隊の割合

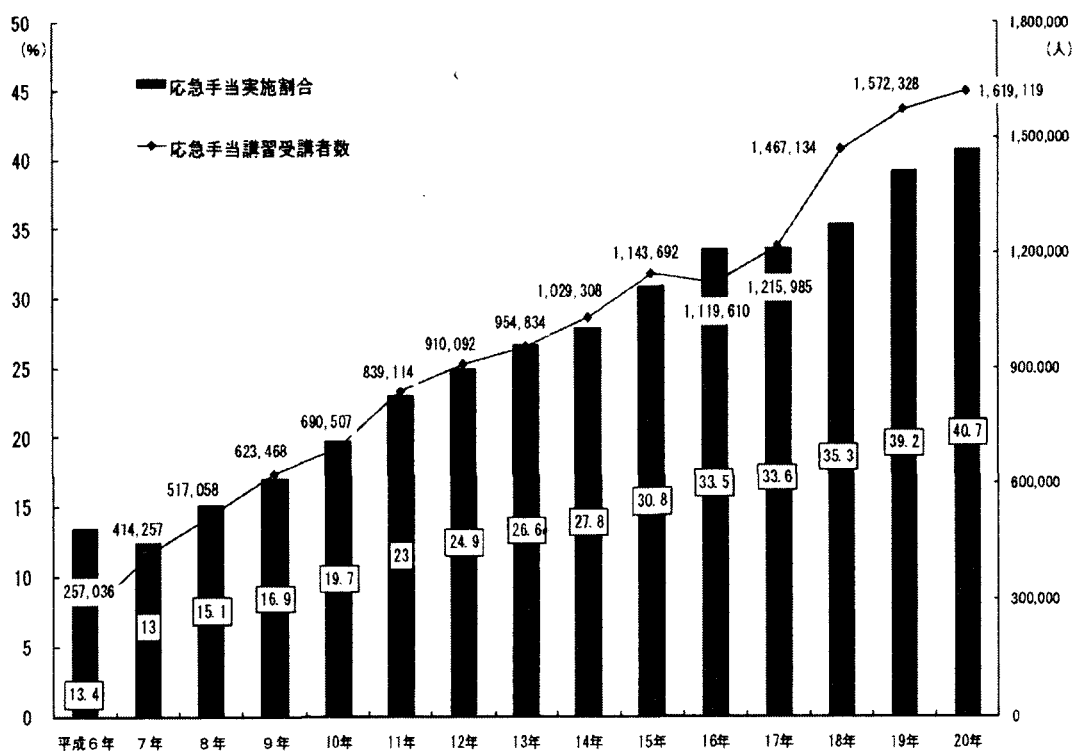


3 市民による応急手当件数の割合は過去最高

消防機関の実施する応急手当普及講習の修了者数は年々増加し、平成20年中は160万人を超え、実際に救急搬送の対象となった心肺機能停止症例の40.7%において、市民により応急手当（胸骨圧迫（心臓マッサージ）・人工呼吸・AED（自動体外式除細動器）による除細動）が実施されています。

- ・ 応急手当普及講習の修了者数は、161万9,119人となり、国民の約79人に1人が受講したことになります。（前年は約81人に1人）
- ・ 市民による応急手当が実施された傷病者数は、全国の救急隊が搬送した心肺機能停止傷病者数の40.7%（前年は39.2%）にあたる46,306人に及んでいます。（図4参照）

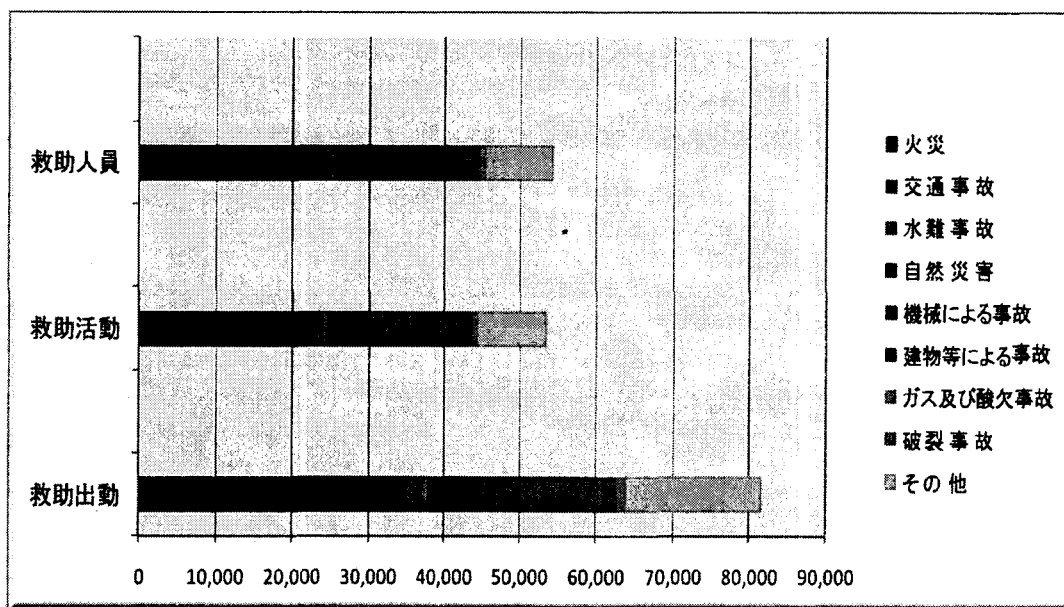
図4 応急手当講習受講者数と心肺機能停止傷病者への応急手当実施率の推移



4 救助出動件数、救助活動件数ともに増加

平成20年中の救助出動件数は、8万1,554件（前年比909件増）、救助活動件数は、5万3,295件（前年比1,112件増）となっています。

- ・ 平成20年中の救助出動件数（救助隊が出動した件数）は、全体で8万1,554件であり、交通事故によるものが2万8,194件（全体の34.6%）で昭和55年以降、第1位の出動原因となっています。
- ・ 一方、救助活動件数（救助隊が実際に活動した件数）は、全体で5万3,295件であり、建物等による事故が1万8,065件（全体の33.9%）で、第1位の活動種別となっています（平成19年中の第1位は、交通事故で1万7,287件（全体の33.1%））。



5 消防防災ヘリコプターによる救急・救助業務

平成20年中の消防防災ヘリコプターによる救急出場は3,276件（前年比109件増）、救助出場は1,671件（前年比49件減）となっています。

また、救急出場件数は過去最多となっており、全出場件数に占める救急出場の割合も50.4%で過去最高となっています。

- ・ 消防防災ヘリコプターは、平成21年4月1日現在、全国45都道府県に合計71機配備されています。（総務省消防庁ヘリを含む）
- ・ 消防防災ヘリコプターは、救急搬送や救助活動等に日ごろから大きな成果をあげていますが、とりわけ、地震等の大規模な災害が発生した際は、その高速性、機動性を活用して、消防防災活動で大きな役割を担うことができるものと期待されています。
- ・ 最近の例では、平成21年7月に発生した中国・九州北部豪雨において、孤立した住民の救助や情報収集活動で消防防災ヘリコプターの特長を発揮したところです。

11. 救急搬送における医療機関の受入状況(重症、周産期、小児)

傷病者の搬送及び受入に係る調査分析の方法について
救急搬送における医療機関の受入状況(重症以上傷病者)

○ 医療機関の照会回数4回以上の事案が14,732件(全体の3.6%)あり、現場滞在時間30分以上の事案が16,980件(4.1%)ある。

医療機関に受入の照会を行った回数ごとの件数

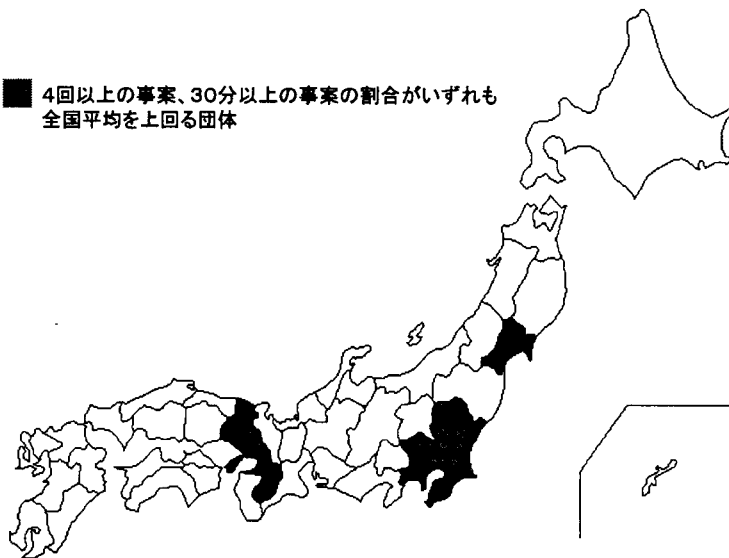
		1回	2~3回	4~5回	6~10回	11回~	計	4回以上	6回以上	11回以上	最大照会回数
重症以上傷病者	件数	344,778	49,680	9,594	4,235	903	409,190	14,732	5,138	903	49
	割合	84.3%	12.1%	2.3%	1.0%	0.2%	100%	3.6%	1.3%	0.2%	

現場滞在時間(現場到着から現場出発までの時間)区分ごとの件数

		15分未満	15分以上30分未満	30分以上45分未満	45分以上60分未満	60分以上120分未満	120分以上	計	30分以上	45分以上	60分以上
重症以上傷病者	件数	257,503	135,481	12,540	2,777	1,503	160	409,964	16,980	4,440	1,663
	割合	62.8%	33.0%	3.1%	0.7%	0.4%	0.04%	100%	4.1%	1.1%	0.4%

○ 首都圏、近畿圏等の大都市部において、照会回数の多い事案の比率が高い。

■ 4回以上の事案、30分以上の事案の割合がいずれも全国平均を上回る団体



都道府県	4回以上	30分以上
宮城県	5.8%	6.4%
茨城県	5.1%	5.6%
栃木県	5.0%	4.5%
埼玉県	8.7%	12.5%
千葉県	6.2%	9.1%
東京都	9.4%	9.3%
神奈川県	4.1%	6.9%
大阪府	8.2%	4.7%
兵庫県	6.2%	5.1%
奈良県	12.5%	8.4%
全国平均	3.6%	4.1%

救急搬送における医療機関の受入状況(産科・周産期傷病者)

○ 医療機関の照会回数4回以上の事案が749件(全体の4.6%)あり、現場滞在時間30分以上の事案が1,029件(6.3%)ある。

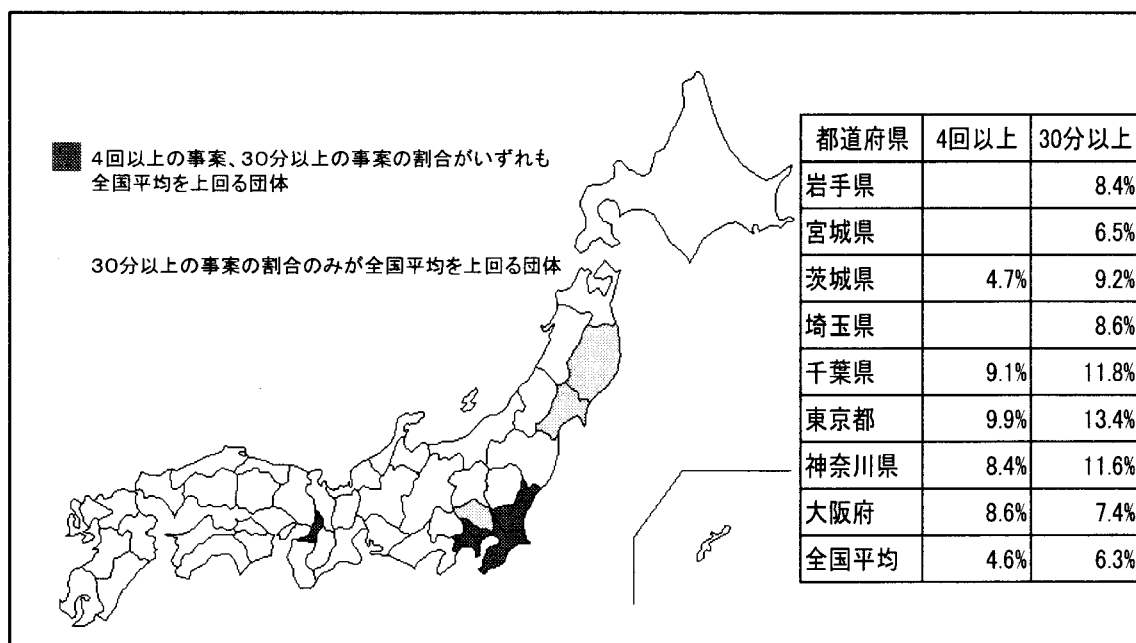
医療機関に受入の照会を行った回数ごとの件数

		1回	2~3回	4~5回	6~10回	11回~	計	4回以上	6回以上	11回以上	最大照会回数
産科・周産期傷病者	件数	13,645	1,904	484	218	47	16,298	749	265	47	26
	割合	83.7%	11.7%	3.0%	1.3%	0.3%	100%	4.6%	1.6%	0.3%	

現場滞在時間区分ごとの件数

		15分未満	15分以上30分未満	30分以上45分未満	45分以上60分未満	60分以上120分未満	120分以上	計	30分以上	45分以上	60分以上
産科・周産期傷病者	件数	10,293	5,140	718	198	106	7	16,462	1,029	311	113
	割合	62.5%	31.2%	4.4%	1.2%	0.6%	0.04%	100%	6.3%	1.9%	0.7%

○ 首都圏、近畿圏等の大都市部において、照会回数の多い事案の比率が高い。



救急搬送における医療機関の受入状況(小児傷病者)

○ 医療機関の照会回数4回以上の事案が9,146件(全体の2.8%)あり、現場滞在時間30分以上の事案が5,905件(1.8%)ある。

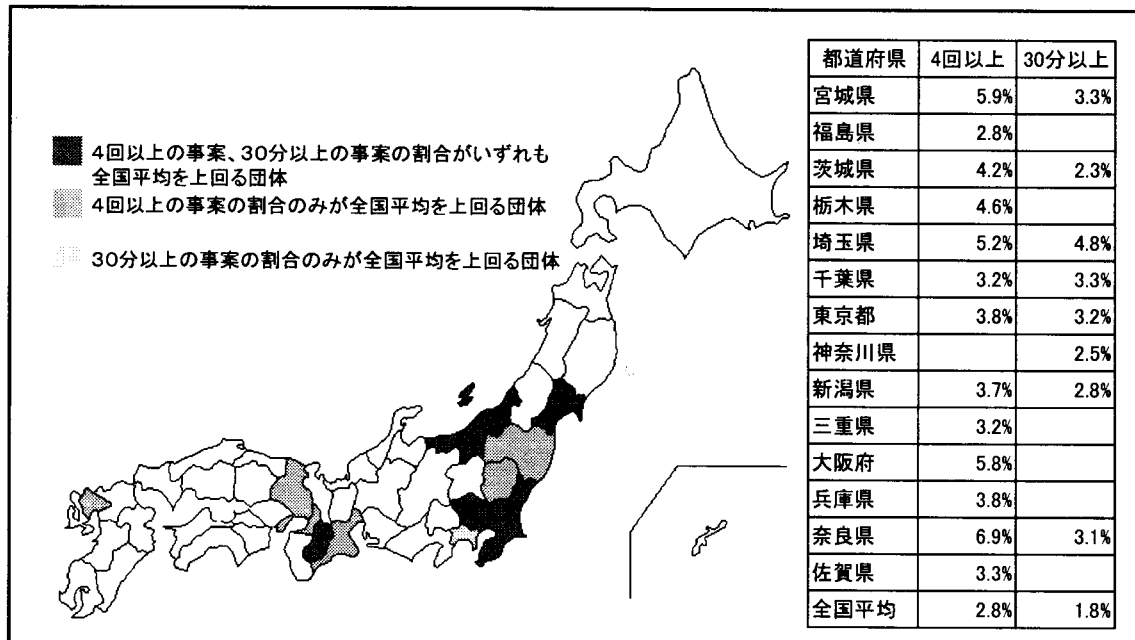
医療機関に受入の照会を行った回数ごとの件数

		1回	2~3回	4~5回	6~10回	11回~	計	4回以上	6回以上	11回以上	最大照会回数
小児傷病者	件数	267,081	47,922	6,766	2,136	244	324,149	9,146	2,380	244	30
	割合	82.4%	14.8%	2.1%	0.7%	0.1%	100%	2.8%	0.7%	0.1%	

現場滞在時間区分ごとの件数

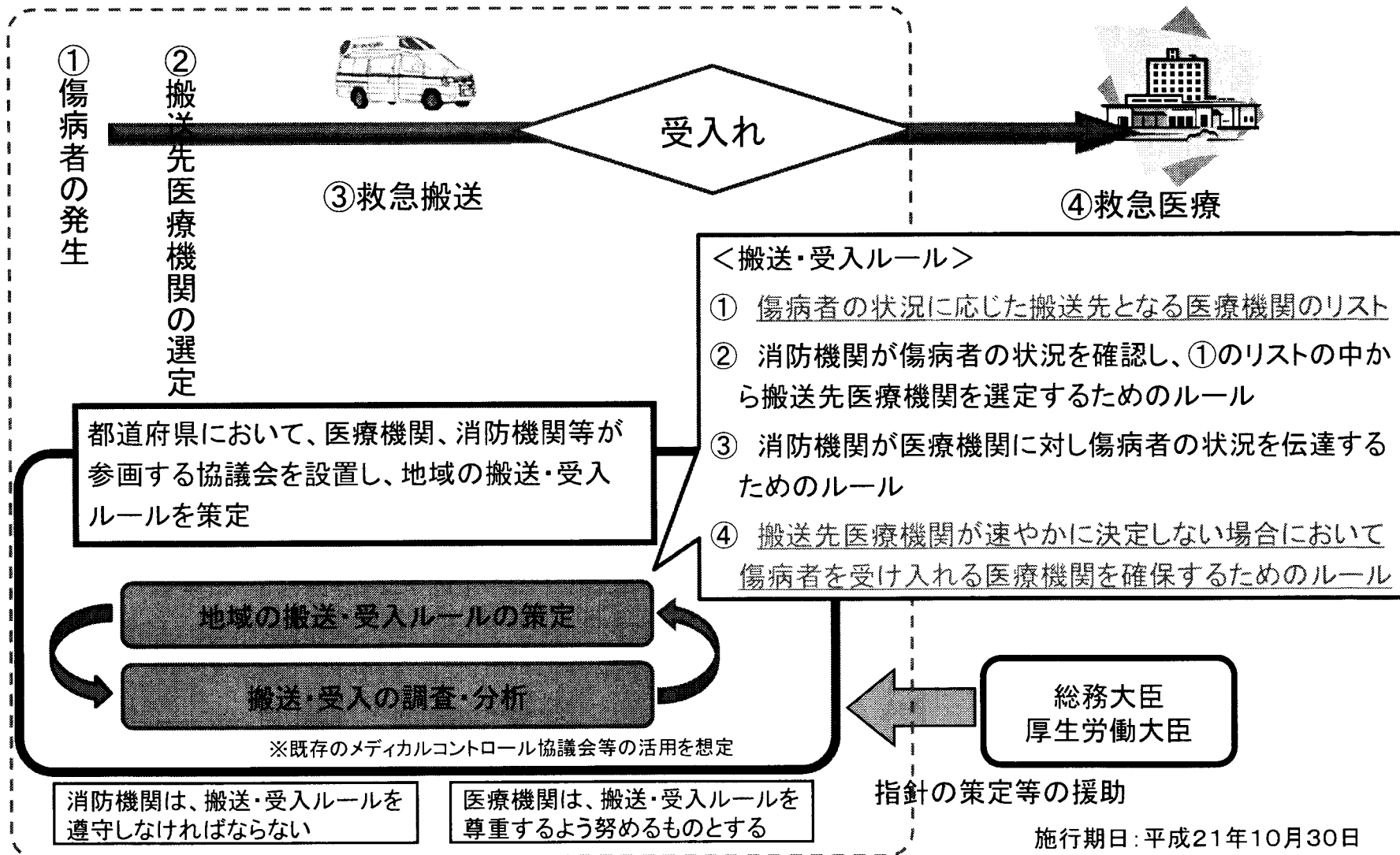
		15分未満	15分以上30分未満	30分以上45分未満	45分以上60分未満	60分以上120分未満	120分以上	計	30分以上	45分以上	60分以上
小児傷病者	件数	254,126	65,355	4,942	676	278	9	325,386	5,905	963	287
	割合	78.1%	20.1%	1.5%	0.2%	0.1%	0.003%	100%	1.8%	0.3%	0.1%

○ 首都圏、近畿圏等の大都市部において、照会回数の多い事案の比率が高い。



12. 消防法の一部を改正する法律の概要 (平成21年5月1日公布)

- 傷病者の搬送及び受入れを円滑に行うことが、傷病者の救命率の向上や後遺症の軽減等の観点から、重要な課題。このため、消防法を改正し、都道府県において、医療機関、消防機関等が参画する協議会を設置し、地域の搬送・受入ルールを策定することとしたところ。



消防法改正(1):協議会について

協議会

都道府県に設置

○ 構成メンバー

- ・ 消防機関の職員
- ・ 医療機関の管理者又はその指定する医師
(救命救急センター長など)
- ・ 診療に関する学識経験者の団体の推薦する者
- ・ 都道府県の職員
- ・ 学識経験者等(都道府県が必要と認める者)

○ 役割

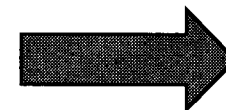
- ・ 傷病者の搬送及び受入れの実施基準に関する協議
- ・ 実施基準に基づく傷病者の搬送及び受入れの実施に関する連絡調整(調査・分析など)



意見具申

- ・ 実施基準
- ・ 搬送・受入れの実施
に関し必要な事項

都道府県知事



協力要請

- ・ 資料提供
- ・ 意見表明

関係行政機関

消防法改正(2):実施基準(ルール)について

実施基準(ルール)

都道府県が策定・公表

- ① 傷病者の状況に応じた適切な医療の提供が行われるように分類された医療機関のリスト
- ② 消防機関が傷病者の状況を確認し、①のリストの中から搬送先医療機関を選定するためのルール
- ③ 消防機関が医療機関に対し傷病者の状況を伝達するためのルール
- ④ 搬送先医療機関が速やかに決定しない場合において傷病者を受け入れる医療機関を確保するために、消防機関と医療機関との間で合意を形成するためのルール

等

※都道府県の全区域又は医療提供体制の状況を考慮した区域ごとに定める。

総務大臣
厚生労働大臣

情報提供
等の援助

・医学的知見
に基づく
・医療計画と
の調和

基準策定時
に意見聴取

協議会

消防機関

搬送に当たり、
実施基準を遵守

医療機関

受入に当たり、
実施基準の尊重に努める